

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日にあ  
たるときは、そ  
の翌日)

六号)の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。



- 目次
- ◇規 則 技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - ◇告 示 結核予防法による医療機関の指定  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
米飯提供業者の登録  
海岸保全区域の指定  
漁港区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者である  
地方公共団体の長が管理する区域
  - ◇正 誤 昭和四十一年二月一日付け鳥取県人事委員会規則第七号  
中訂正

## 規 則

技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

昭和四十一年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労働職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十

附則別表

等級	号	給
1 等級	2 ~ 8	
2 等級	6 ~ 12	
3 等級	9 ~ 15	
4 等級	19 ~ 25	

備考 この表中「2~8」等とあるのは、「2号給から8号給までの号給」等を示す。

別表第三中  
一三、九〇〇円  
一三、六〇〇円  
一四、五〇〇円  
一五、五〇〇円  
に改め。

附則  
(施行期日)  
1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。  
(昇給期間の短縮)  
2 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員に対する昭和四十年九月一日以降における最初の昇給については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年一月鳥取県条例第二号)附則第三項の規定の適用を受ける者の例による。(給与の内払)  
3 改正前の技能労働職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの規則の施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労働職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第一

技能労働職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	23,800	16,100	13,900
2	25,500	16,700	14,500
3	27,200	17,300	15,100
4	29,100	17,900	15,500
5	31,000	18,700	16,100
6	32,900	19,600	16,700
7	34,800	20,500	17,300
8	36,700	21,600	17,900
9	38,500	22,700	18,700
10	42,200	23,800	19,600
11	44,300	25,300	20,500
12	46,200	26,800	21,400
13	48,100	28,400	22,300
14	50,000	30,100	23,300
15	51,600	31,800	25,300
16	53,200	34,800	26,800
17	54,300	36,700	28,400
18	55,400	38,500	30,100
19	56,400	40,300	31,800
20	57,400	42,100	34,800
21	58,400	45,200	36,700
22		48,100	38,500
23		50,000	40,300
24		51,600	42,100
25		53,200	45,200
26		54,300	46,400
27		55,400	47,500
28		56,400	48,500
29		57,400	47,500
30		58,400	
31			50,500

鳥取県告示第五十号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。  
昭和四十一年二月八日

鳥取県告示第五十一号  
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般医療医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。  
昭和四十一年二月八日

指定年月日	名	称	所	在	地	開設者
昭和四十年十二月二十五日	岩井医院		鳥取市朝月字下鳥一三の三			岩井 誠
昭和四十一年一月四日	伊藤内科医院		米子市上福原一五〇九の一			伊藤 敬吾

鳥取県知事 石 渡 二 朗

鳥取県知事 石 渡 二 朗

竹田内科医院 内科、小児科、放射線科  
米子市昭和町三〇の三  
昭和四十一年一月十七日

鳥取県告示第五十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四  
 第一項の規定に基づき、次のとおり米穀提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地  
 会報第二〇七号 昭四一・一、二四 代表取締役 名馬 鶴 レストララン富士 倉吉市上井一丁目九番地五 住所に同じ。

昭和四十一年二月八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、加  
 岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和四十一年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海岸名	区	域
鳥取県鳥取沿岸 御来屋漁港海岸 御来屋地区海岸	基点 一	西伯郡名和町大字西井字長久保五〇八ノ一番地北東角
	基点 二	一から一九二度 三五メートルの点
	基点 三	二から二八四度三八〇メートルの点
	基点 四	三から二四〇度 九五メートルの点
	基点 五	四から二〇〇度 一七三メートルの点
	基点 六	五から二二六度 三三八メートルの点
	基点 七	六から二四〇度 二三三メートルの点
	基点 八	七から二一二度 一九五メートルの点
	基点 九	八から二四九度 三九五メートルの点
	基点 一〇	九から二四五度 五〇メートルの点
	基点 一一	一から二四度 三五メートルの点
基点 一二	二から二八四度 三八〇メートルの点	
基点 一三	三から二四〇度 九五メートルの点	
基点 一四	四から二〇〇度 一七三メートルの点	
基点 一五	五から二二六度 三三八メートルの点	
基点 一六	六から二四〇度 二三三メートルの点	
基点 一七	七から二一二度 一九五メートルの点	
基点 一八	八から二四九度 三九五メートルの点	
基点 一九	九から二四五度 五〇メートルの点	
基点 二〇	一から一九二度 三五メートルの点	
基点 二一	二から二八四度 三八〇メートルの点	

海岸名	区	域
鳥取県鳥取沿岸 御来屋漁港海岸 御来屋地区海岸	基点 一	西伯郡名和町大字西井字長久保五〇八ノ一番地北東角
	基点 二	一から一九二度 三五メートルの点
	基点 三	二から二八四度 三八〇メートルの点
	基点 四	三から二四〇度 九五メートルの点
	基点 五	四から二〇〇度 一七三メートルの点
	基点 六	五から二二六度 三三八メートルの点
	基点 七	六から二四〇度 二三三メートルの点
	基点 八	七から二一二度 一九五メートルの点
	基点 九	八から二四九度 三九五メートルの点
	基点 一〇	九から二四五度 五〇メートルの点
	基点 一一	一から二四度 三五メートルの点
基点 一二	二から二八四度 三八〇メートルの点	
基点 一三	三から二四〇度 九五メートルの点	
基点 一四	四から二〇〇度 一七三メートルの点	
基点 一五	五から二二六度 三三八メートルの点	
基点 一六	六から二四〇度 二三三メートルの点	
基点 一七	七から二一二度 一九五メートルの点	
基点 一八	八から二四九度 三九五メートルの点	
基点 一九	九から二四五度 五〇メートルの点	
基点 二〇	一から一九二度 三五メートルの点	
基点 二一	二から二八四度 三八〇メートルの点	

鳥取県告示第五十四号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定に基づき、漁  
 港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である地方公共団体の長  
 が管理することが適当と認められ知事と協議して指定する区域は、次のと

おりとする。

昭和四十一年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海 岸 名  
 鳥取県鳥取沿岸  
 御来屋漁港海岸  
 御来屋地区海岸

区

域

昭和四十一年二月八日鳥取県告示第五十三号をもつて海岸保全区域として指定した西伯郡名和町御来屋  
 地区の御来屋地区海岸保全区域のうち御来屋漁港区域に接する区域

正 誤

昭和四十一年二月一日付け鳥取県人事委員会規則第七号中次の箇所記載  
 りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

二四 上 四及び五

誤

正

改正後の通勤手当の支給  
 改正後の通勤手当に  
 に関する規則(以下「改  
 正後の規則」という。)